

## 南山城村観光誘客パンフレット製作業務委託 仕様書

### 1. 業 務 名

南山城村観光誘客パンフレット製作業務

### 2. 目 的

現行の南山城村観光パンフレット「るるぶ特別編集『南山城村』」は、作成から5年が経過し、掲載情報が古くなり、早急な情報更新が必要である。

新たに製作するパンフレットでは、高い集客力を誇る「道の駅 お茶の京都みなみやましろ村」に来られた観光客を村内各地へ誘導して滞在時間の延長を図り、「フェアフィールド・バイ・マリオット・京都みなみやましろ」やその他宿泊施設、キャンプ場への宿泊も絡めながら地域内消費を拡大することを目指し、「観る」「食べる」「泊まる」等をキーワードに村内周遊を提案するパンフレットとする。

このパンフレットを配布・発信することにより、観光入込客数・観光消費額の増加や、関係人口の創出につなげることを目的とする。

### 3. 業 務 期 間

契約締結日～令和9年2月12日（金）

### 4. 業 務 委 託 内 容

本業務を受託する者（以下「受託者」という。）はパンフレットの製作に係る全ての業務（企画、取材、写真撮影、デザイン、写真及び画像の手配、校正等編集作業、印刷、製本、PDF データ作成等）を行うものとする。

なお、写真等必要な素材は受託者が入手するものとするが、村所有の素材を協議の上使用することができる。また、校正作業は、原則として2回以上実施すること。

### 5. 業 務 の 仕 様

#### (1) コンセプト

- ① 村内の観光スポットのうち、来場者数が多い「道の駅 お茶の京都みなみやましろ村」・「南山城村農林産物直売所」等をフックに村内全域に観光客を誘導するための工夫（マップの活用等）を施すこと。
- ② 「観る」「食べる」「泊まる」等をキーワードとし、滞在時間の延長に繋げるため、村内すべての宿泊施設のほか、近年増加しつつあるキャンプ場も含め掲載すること。
- ③ メインとするターゲット層は、京阪神エリア在住の情報発信力の高い20代から時間と金銭的に余裕のある40代の女性とし、日々の都市生活やデジタル社会に少し疲れを感じ、静かでエモーショナルな風景を求めている層を想定する。

- ④ 写真やQRコードを有効に活用し、限られたページ数で最大限の誘客効果を発揮させること。ただし、飲食・物販の商品価格は掲載しないこと。
- ⑤ 表紙のデザインは他市町村のパンフレットと一緒に並べた際に埋没せず、思わず手に取るようなインパクトのあるデザインを採用すること。
- ⑥ 多言語対応については、別パンフレットの製作予定がないため、当該パンフレットにおいて対応できる範囲で何らかの提案をすること。

## (2) 掲載内容

掲載内容案はおおむね下記のとおりとするが、下記以外でより効果的と考えられる情報がある場合は提案すること。

- ① 村の概要： 基本情報、お茶の歴史、交通アクセス、二次交通情報など
- ② 観光スポット： 道の駅お茶の京都みなみやましろ村、フェアフィールド・バイ・マリオット・京都みなみやましろ、恋志谷神社など
- ③ 観光情報： 飲食店、宿泊施設、祭り・イベント情報など
- ④ 名物・特産品： 農産品及び加工品など
- ⑤ 周遊マップ： 大きく見やすく工夫された地図、モデルコース（徒歩・車）など

## 6. 成果物

受託者は、期日までに以下の成果物を納めるものとする。

### (1) 観光パンフレット

原則、規格は下記内容とするが、提案次第では変更となる場合がある

- ① 製作部数： 5,000部
- ② 版型： A4判以下
- ③ ページ数： 各提案者の自由提案とする。
- ④ 紙質： マットコート紙(90kg～)相当で適切な厚み・用紙を提案すること。  
※手軽に手に取り、持ち運びやすいものとする。
- ⑤ 印刷仕様： カラー印刷
- ⑥ 電子データ： 印刷入稿データ及びPDF版データ（フォント埋め込み）などの電子データ一式は、CD-ROMまたはDVD-ROMに収納し納品すること。
- ⑦ 提出期限： 令和9年2月5日（金）までに納品し検収を受けること。

### (2) その他 委託者・受託者間が協議の上、必要としたもの

## 7. 業務の実施について

- (1) 業務は、本仕様書に基づき実施すること。

- (2) 受託者は、業務の実施にあたり関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託するときは、予め委託者に書面により報告し、委託者の承認を得ること。ただし、企画提案書に記載されているものについてはこの限りでない。
- (5) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに南山城村に無償で譲渡するものとする。
- (6) 受託者は、本業務の遂行にあたり第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権、パブリシティ権、その他権利を侵害しないこと。
- (7) 受託者は、本業務を通じて知り得た個人情報や業務上の秘密を第三者に漏洩すること並びに資料及びデータの紛失、滅失、毀損及び盗難等を防止するために必要な措置を講じること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行い、指示を仰ぐこと。

## 8. その他

- (1) 掲載する写真・文章は、事実・調査に基づくものとし、転写・引用については肖像権・著作権等の侵害とならないよう格段の配慮をすること。
- (2) 受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、委託者と協議のうえ業務の一部を委託することができるものとする。
- (3) 受託者は、業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また委託業務終了後も同様とする。
- (4) 仕様書に定めのない事項については、委託者、受注者が協議した上で定めるものとする。業務終了時には、「業務完了報告書」を速やかに提出するものとする。